

自転車総合保険（バイコロジー保険）
普通保険約款および特約集

— 目次 —

◎自転車総合保険（バイコロジー保険）普通保険約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

◎特約

保険証券に表示された特約の略称は、この約款・特約集の中で下記のものをいいます。
また、自転車賠償責任補償対象外特約がセットされない契約については、電車等運行不能に対する損害賠償責任追加補償特約および賠償事故解決に関する特約が自動セットされます。

略 称	正 式 名 称	ページ
通院補償	1. 通院保険金支払特約	31
(保険金額・補償限度額欄のうち、死亡・後遺障害に記入があり、かつ入院保険金日額が空欄のときにセットされます。)	2. 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	33
賠償責任対象外	3. 自転車賠償責任補償対象外特約	33
1 名限定	4. 傷害補償条項の被保険者 1 名限定特約	33
分割払（一般）	5. 保険料分割払特約（一般）	34
一般団体 分割払い	6. 保険料分割払特約（団体）	37
一般団体 一括払猶予	7. 保険料支払に関する特約	40
長期	8. 長期保険特約	40
包括 毎月報告・毎月精算	9. 包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	45
包括 毎月報告・一括精算	10. 包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	47
災害補償規定	11. 企業等の災害補償規定等特約	48
共同保険	12. 共同保険に関する特約	50
—	13. 賠償事故解決に関する特約	50
—	14. 電車等運行不能に対する損害賠償責任追加補償特約	56

自転車総合保険（バイコロジー保険）普通保険約款

第 1 章 用語の定義条項

第 1 条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
家族	第 4 章基本条項第 2 条（被保険者の範囲）（1）①から④までのいずれかに該当する者をいいます。
危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注）をいいます。 （注）いずれもそのための練習を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
財物の損壊	財物（注 1）の滅失（注 2）、汚損または損傷をいい、これらに起因するその財物の使用不能損害を含みます。 （注 1）有体物をいいます。有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、商号権その他これらに類する権利は含みません。 （注 2）紛失、盗難および詐取を含みません。
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する 2 輪以上の車（注 1）およびその付属品（注 2）をいいます。 （注 1）レールにより運転する車、身体障害者用の車および幼児用の 3 輪以上の車を除きます。 （注 2）積載物を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。
他人	第 3 章自転車賠償責任補償条項において、被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師

	をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載のその被保険者の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	補償条項ごとに次の保険金をいいます。 ① 第2章傷害補償条項 死亡保険金、後遺障害保険金または入院保険金 ② 第3章自転車賠償責任補償条項 賠償責任保険金
保険金額	補償条項ごとに次の金額をいいます。 ① 第2章傷害補償条項 保険証券記載のその被保険者の死亡・後遺障害保険金額 ② 第3章自転車賠償責任補償条項 保険証券記載の賠償責任保険金額
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の各補償条項の免責金額（注）をいいます。被保険者の自己負担となります。 （注）保険証券に記載がない場合は0円とします。

第2章 傷害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、日本国内において、その身体に被った次に掲げる傷害のいずれかに対して、この補償条項および第4章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 自転車に搭乗している被保険者（注）が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
 - ② 自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突または接触によって被った傷害
- （注）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注１）の故意または重大な過失。
ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
（注１）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注３）使用済燃料を含みます。
（注４）原子核分裂生成物を含みます。
- （２）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。
- （３）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ① 自転車を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - ② 自転車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により使用している間については、保険金を支払います。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により使用している間

第３条（死亡保険金の支払）

- （１）当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- （２）第４章基本条項第25条（死亡保険金受取人の変更）（１）または（２）の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が２名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

- (3) 第4章基本条項第25条（死亡保険金受取人の変更）（9）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第4条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{後遺障害保険金の額}}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、

(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\frac{\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{適用する割合}$$

第5条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金と

してその被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数（注） = 入院保険金の額

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

（2）（1）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（3）被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第6条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、保険証券記載のそれぞれの保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券記載の保険金額

第7条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第3章 自転車賠償責任補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、自転車の所有、使用または管理に起因して日本国内において生じた偶然な事故（注1）により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害（注2）に対して、この補償条項および第4章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

（注1）以下この補償条項において「事故」といいます。

（注2）以下この補償条項において「損害」といいます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注１）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 環境汚染（注５）に起因する事故
- ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注１）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注３）使用済燃料を含みます。

（注４）原子核分裂生成物を含みます。

（注５）流出、^{あふ}溢（あふ）出（溢れ出ることをいいます。）もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合—その２）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務（注）遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、区分所有建物の共用部分について他の区分所有者に対して負担する損害賠償責任を除きます。
- ⑥ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

（注）職務にはアルバイトおよびインターンシップを含みます。なお、アルバイトとは、一時的、臨時的に収入を得るために行う仕事または勉強と両立させる形で行う仕事をいいます。また、インターンシップとは在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した企業等内での就業体験を行うことをいい、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を除きます。

第４条（保険金の支払額）

- （１）１回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とし

ます。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（注）}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金を支払うことにより、被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きします。

- （２）当会社は、（１）に定める保険金のほか、次条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑥の費用は、（１）に規定する損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の（１）の損害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第５条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の種類	費用の内容
① 損害防止費用	第４章基本条項第17条（事故発生時の義務）（１）②アに規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全費用	第４章第17条（１）②ウに規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 緊急費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、次の費用 ア．応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用 イ．あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	被保険者が行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	第４章基本条項第18条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第６条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （１）他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額とします。

- ① この補償条項により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合
この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等によりこの補償条項に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差

し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出したこの補償条項により支払うべき保険金の額をいいます。

（２）（１）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 7 条（個別適用）

この補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第 4 条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第 4 章 基本条項

第 1 条（保険責任の始期および終期）

（１）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後 4 時（注）に始まり、末日の午後 4 時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（３）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第 2 条（被保険者の範囲）

（１）この約款における被保険者は、次の者としてします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 第 3 章自転車賠償責任補償条項においては、本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注 1）。ただし、本人に関する事故に限ります。
- ⑥ 第 3 章自転車賠償責任補償条項においては、②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注 2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（注 1）監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

（注 2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

（２）（１）の本人またはその配偶者との関係性は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

（３）保険契約締結の後、本人が第 2 章傷害補償条項第 3 条（死亡保険金の支払）（１）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同章第 4 条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合

には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約を解除すること。

(注) 第4章基本条項第6条(保険契約の失効)に該当する場合を除きます。

(4)(3)の事由によって本人が死亡した場合でも、(3)の続行が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人またはその配偶者との関係性によるものとします。

第3条(告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げないことを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げないことを勧めた場合を含みます。

(4)(2)の規定による解除が傷害または損害の原因となる事故が発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による傷害または損害については適用しません。

第4条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5条(保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

- ② この保険契約の被保険者となることについて、死亡保険金受取人を定める場合（注）に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったとき。
（注）その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第6条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第7条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第8条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第9条（重大事由による解除）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害もしくは損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 本人が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）または損害の原因となる事故の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した傷害（注1）または発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) ①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(4) 保険契約者または被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、第3章自動車賠償責任補償条項の規定に基づき保険金を支払うべき次の損害については適用しません。

- ① (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第10条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1) ④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- (注) その被保険者に係る第2章傷害補償条項部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
- (注) その被保険者に係る第2章傷害補償条項部分に限ります。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りします。
- (注) その被保険者に係る第2章傷害補償条項部分に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- (注) その被保険者に係る第2章傷害補償条項部分に限ります。

第11条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)

- (1) 第9条(重大事由による解除)(2) ④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合(注1)、本人から前条(2)の規定による解除請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が第2章傷害補償条項第4条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約(注2)を解除すること。
- (注1) 保険契約締結の後、本人が第2章傷害補償条項第3条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。
- (注2) その家族に係る部分に限ります。
- (2) 第9条(重大事由による解除)(2) ④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分について解除を行った場合または前条(3)の規定により本人が解除を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第2条(被保険者の範囲)(1)および(2)の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄によるものとします。

第12条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)

- (1) 第3条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りします。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第14条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第5条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第2条（被保険者の範囲）(1)に規定する被保険者全員が第2章傷害補償条項第3条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

第15条（保険料の返還－取消しの場合）

第7条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第16条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第2条（被保険者の範囲）(3)②、第8条（保険契約者による保険契約の解除）または第11条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1)②の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(2) 第3条（告知義務）(2)、第9条（重大事由による解除）(1)または第13条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(3) 第9条（重大事由による解除）(2)①または③の規定により、当社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）その家族に係る部分に限ります。

第17条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故により傷害または損害が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 第2章傷害補償条項に基づく傷害を被った場合

傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは

死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 第3章自転車賠償責任補償条項に基づく事故が発生した場合

ア. 損害の発生および拡大の防止に努めること。

イ. 事故発生の日時、場所、および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

ウ. 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。

(ア) 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

(イ) 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

(ウ) 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

エ. 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

オ. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

カ. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。

キ. 他の保険契約等の有無および内容(注2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。

ク. アからキまでのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①または(1)②イ、ウ、カからクまでの場合は、それによって当会社が被った損害の額

② (1)②アの場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

③ (1)②エの場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額

④ (1)②オの場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第18条(当会社による解決)

第3章自転車賠償責任補償条項において、被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合、当会社は、必要と認めたとき、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第19条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すること

ができるものとします。

- ① 死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. その被保険者に後遺障害が生じた時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ③ 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. その被保険者が被った第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ④ 第3章自転車賠償責任補償条項に基づく保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害もしくは損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条（先取特権）

- (1) 第3章自転車賠償責任補償条項に基づく事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第3章第5条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注２）
- （注１）被保険者が賠償した金額を限度とします。
（注２）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- （３）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第３章自転車賠償責任補償条項第５条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第 21 条（保険金の支払時期）

- （１）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度または損害の額、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が第19条（保険金の請求）（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３） 180日
 - ② （１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ （１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がな

い場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第19条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第17条（事故発生時の義務）（1）①の規定による通知または第19条（保険金の請求）の規定による第2章傷害補償条項に基づく保険金の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第23条（時効）

保険金請求権は、第19条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（代位）

(1) 当会社が第2章傷害補償条項の保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

(2) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して第3章賠償責任補償条項の規定に基づき保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (3)(2)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (4) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(2)または(3)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 25 条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)(1)、(2) および (6) の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。
- (4)(2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社へ通知しなければなりません。
- (5)(4) の規定による通知が当会社へ到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社へ到達する前に当会社へ変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (6) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (7)(6) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社へ通知しなければ、その変更を当会社へ対抗することができません。なお、その通知が当会社へ到達する前に当会社へ変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (8)(2) および (6) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

- (10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第 26 条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社

に申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 27 条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が 2 名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 28 条（家族が複数の場合の約款の適用）

家族が 2 以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの約款の規定を適用します。

第 29 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 30 条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 被保険者同意の有無（注）
 - ④ 死亡保険金受取人の氏名
 - ⑤ 保険金額および入院保険金日額
 - ⑥ 保険期間
 - ⑦ 当会社名
- （注）この保険契約の被保険者となることについての被保険者の同意の有無をいいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果

を、（１）の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

（５）保険契約者または被保険者は、その者自身に係る（１）の登録内容または（２）の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第 31 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第 1 級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第 2 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第 3 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第 4 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの	69%

	(2) 咀嚼^そおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 咀嚼^そまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	42%

	(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の^こ睪丸を失ったもの	
第 8 級	(1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの	34%
第 9 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの	26%

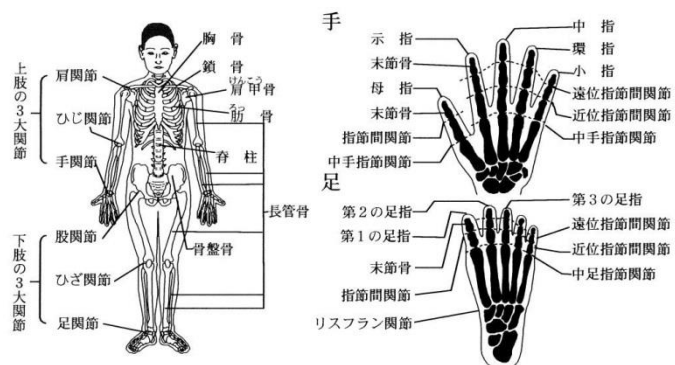
	(2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄^{さく}または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼^そおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第 10 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼^そまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの	20%

	(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの	10%

	もの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表 2 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
1 か月まで	12 分の 100
2 か月まで	12 分の 200
3 か月まで	12 分の 300
4 か月まで	12 分の 400
5 か月まで	12 分の 500
6 か月まで	12 分の 600
7 か月まで	12 分の 700
8 か月まで	12 分の 800
9 か月まで	12 分の 900
10 か月まで	12 分の 1000
11 か月まで	12 分の 1100
1 年まで	100

別表3 保険金請求書類

1. 第2章傷害補償条項の場合

提出書類 \ 保険金種類	死亡	後遺障害	入院
1. 保険金請求書	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○		
6. 後遺障害または傷害の程度を証明するその被保険者以外の医師の診断書		○	○
7. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○		
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○		
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○		
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○
13. その他当会社が第4章基本条項第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

2. 第3章自転車賠償責任補償条項の場合

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める事故状況報告書
4. 示談書その他これに代わるべき書類
5. 損害を証明する書類
6. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

7. その他当社が第4章基本条項第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

1. 通院保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載のその被保険者の通院保険金日額をいいます。

第2条（通院保険金の支払）

- （1）当社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数（注）＝ 通院保険金の額

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- （2）（1）の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限りします。

- ① 長管骨（注3）または脊柱
- ② 長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4）
- ③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。
- ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。

（注1）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りします。）およびハローベストをいいます。

（注2）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。

（注3）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿（たい）骨、脛骨および腓骨をいいます。

（注4）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

- （3）当社は、（1）および（2）の規定にかかわらず、普通保険約款第2章傷害補償条項第5条（入院保険金の支払）に規定する入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- （4）被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第3条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① その被保険者が被った普通保険約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした通院が終了した時
 - ② 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
 - ③ 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- （2）被保険者が通院保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ④ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ⑤ 傷害の程度を証明するその被保険者以外の医師の診断書
 - ⑥ 通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ⑦ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑧ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（通院保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑨ その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （3）被保険者に通院保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、通院保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として通院保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの通院保険金の請求に対して、当会社が通院保険金を支払った後に、重複して通院保険金の請求を受けたとしても、当会社は、通院保険金を支払いません。
- （5）当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて通院保険金を支払います。

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第23条（時効）の規定中「第19条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第3条（保険金の請求）（1）」
- ② 第24条（代位）の規定中「第2章傷害補償条項の保険金」とあるのは「通院保険金」
- ③ 第30条（契約内容の登録）（1）⑤の規定中「および入院保険金日額」とあるのは「、入院保険金日額および通院保険金日額」

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

2. 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

3. 自転車賠償責任補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章自転車賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

4. 傷害補償条項の被保険者1名限定特約

第1条（傷害補償条項の被保険者の範囲）

- （1）当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条項の被保険者を、普通保険約款第4章基本条項第2条（被保険者の範囲）（1）に定める被保険者のうち、保険証券記載の者1名とします。
- （2）この特約が付帯された保険契約に通院保険金支払特約または手術保険金支払特約が付帯されている場合についても（1）の規定を準用します。

第2条（被保険者が死亡した場合の取扱い）

- （1）保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。
- （2）（1）の場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、普通保険約款第2章傷害補償条項第3条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第3条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4章基本条項第2条（被保険者の範囲）（3）および（4）、同章第6条（保険契約の失効）ならびに同章第28条（家族が複数の場合の約款の適用）の規定は適用しません。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章基本条項第5条（保険契約の無効）②を次のとおり読み替えて適用します。

「② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったとき。」

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

5. 保険料分割払特約（一般）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
未払込保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- （2）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- （3）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても第2回分割保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害、損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

- （1）当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかに定める方法により、当会社に払い込まなければなりません。
 - ① 追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこと。
 - ② 追加保険料を、未経過期間等により当会社が決定する回数および金額に分割して当会社に払い込むこと。
- （2）保険契約者は、次に定める払込期日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
 - ① （1）①の追加保険料および（1）②の第1回追加保険料は、当会社が請求した日
 - ② （1）②の第2回目以降の追加保険料は、①以降に到来する分割保険料の払込期日
- （3）保険契約者が（2）①の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款の追加保険料ごとの規定を適用します。
- （4）（2）②の追加保険料においては、その追加保険料と分割保険料とを合計した保険料を第7条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）および第8条（解除—分割保険料不払の場合）の分割保険料と読み替えて適用します。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が下表の普通保険約款または特約が付帯された保険契約において「対象の傷害」欄の傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、下表の「対象者」欄の者の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

普通保険約款または特約	対象の傷害	対象者
傷害保険普通保険約款 交通事故傷害保険普通保険約款 学生総合保険普通保険約款 こども総合保険普通保険約款	死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべき被保険者
家族傷害保険普通保険約款 ファミリー交通傷害保険普通保険約款 自転車総合保険（バイコロジー保険）普通保険約款 被保険者の範囲変更に関する特約	1 家族全員について、死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべきその家族

第7条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害、損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第8条（解除—分割保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1) の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保

- 保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

6. 保険料分割払特約（団体）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
未払込保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

- （１）保険契約者は、の保険契約の締結と同時に第１回分割保険料を払い込み、第２回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、被保険者ごとの保険料相当額をその負担者から集金する団体の場合には、保険契約締結の後、第１回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。
- （２）第２回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- （３）第２回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第２回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第２回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第３回分割保険料の払込期日をその第２回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても第２回分割保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条（第１回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、保険契約者が前条の規定に従い第１回分割保険料を払い込まない場合は、第１回分割保険料領収前に生じた事故による傷害、損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

- （１）当社が第９条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかに定める方法により、当社に払い込まなければなりません。
- ① 追加保険料の全額を一時に当社に払い込むこと。
 - ② 追加保険料を、未経過期間等により当社が決定する回数および金額に分割して当社に払い込むこと。
- （２）保険契約者は、次に定める払込期日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
- ① （１）①の追加保険料および（１）②の第１回追加保険料は、当社が請求した日
 - ② （１）②の第２回目以降の追加保険料は、①以降に到来する分割保険料の払込期日
- （３）保険契約者が（２）①の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当社は、普通保険約款の追加保険料ごとの規定を適用します。
- （４）（２）②の追加保険料においては、その追加保険料と分割保険料とを合計した保険料を第７条（第２回目以降の分割保険料不払の場合の免責）および第８条（解除－分割保険料不払の場合）の分割保険料と読み替えて適用します。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当社が下表の普通保険約款または特約が付帯された保険契約において「対象の傷害」欄の傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、下表の「対象者」欄の者の未払込保険料の全額を一時に払い込ま

なければなりません。

普通保険約款または特約	対象の傷害	対象者
傷害保険普通保険約款 交通事故傷害保険普通保険約款 学生総合保険普通保険約款 こども総合保険普通保険約款	死亡保険金を支払 うべき傷害	その保険金が支払 われるべき被保険 者
家族傷害保険普通保険約款 ファミリー交通傷害保険普通保険約款 自転車総合保険（バイコロジー保険）普 通保険約款 被保険者の範囲変更に関する特約	1 家族全員につい て、死亡保険金を 支払うべき傷害	その保険金が支払 われるべきその家 族

第7条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

- （1）当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害、損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。
- （2）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が（1）の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第8条（解除－分割保険料不払の場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 第1回分割保険料が第3条（分割保険料の払込み）（1）の規定に従い払込みがない場合
 - ② 第2回目以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ③ 第2回目以降の分割保険料について、払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- （2）（1）の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① （1）①による解除の場合は、保険期間の初日
 - ② （1）②による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
 - ③ （1）③による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- （3）（1）の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額
 - ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

7. 保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害、損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（解除－保険料不払の場合）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

8. 長期保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、保険証券記載の保険期間が1年を超える場合に適用します。

第3条（保険料の返還－無効または失効の場合）

（1）保険契約が無効の場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料に当会社所定の利率（注）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。ただし、普通保険約款の保険契約の無効に関する規定の①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

（注）年6分以内とします。

（2）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。ただし、下表の普通保険約款の状態に該当した場合には、失効した日の属する保険年度の翌保険年度以降の期間に対応する保険料を返還します。

普通保険約款	対象の状態
傷害保険普通保険約款 交通事故傷害保険普通保険約款 学生総合保険普通保険約款 こども総合保険普通保険約款	死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合
家族傷害保険普通保険約款 ファミリー交通傷害保険普通保険約款 自転車総合保険（バイコロジー保険）普通保険約款	同一の保険年度内に発生した事故による傷害に対して、普通保険約款の被保険者の範囲に関する規定の被保険者（注）全員につき、死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合 （注）夫婦特約または配偶者補償対象外特約が付帯されている場合は、同特約に規定する被保険者をいいます。

（3）この特約がこども総合保険普通保険約款に付帯される場合、普通保険約款第3章育児費用補償条項または学校管理下外の追加支払に関する特約が失効したときは、当会社は、別に定めるところにより計算した返戻金を保険契約者に支払います。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

（1）下表の普通保険約款の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款	第13条（告知義務）（2）、第14条（職業または職務の変更に 関する通知義務）（6）、第20条（重大事由による解除）（1）、 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務 の変更に 関する通知義務等の場合）（3）
交通事故傷害保険普通保険約款	第14条（告知義務）（2）、第20条（重大事由による解除） （1）、第23条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合） （2）
家族傷害保険普通保険約款	第14条（告知義務）（2）、第21条（重大事由による解除） （1）、第25条（保険料の返還または請求－本人の変更・告知 義務・職業または職務の変更に 関する通知義務等の場合）（5）
ファミリー交通傷害保険普通保険約款	第15条（告知義務）（2）、第21条（重大事由による解除） （1）、第25条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合） （2）
自転車総合保険（バイ	第4章基本条項第3条（告知義務）（2）、同章第9条（重大事

コロジ保険) 普通保険約款	由による解除) (1)、同章第 13 条 (保険料の返還または請求—告知義務等の場合) (2)
学生総合保険普通保険約款	第 7 章基本条項第 2 条 (告知義務) (2)、同章第 3 条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (6)、同章第 11 条 (重大事由による解除) (1)、同章第 14 条 (保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3)
こども総合保険普通保険約款	第 5 章基本条項第 2 条 (告知義務) (2)、同章第 3 条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (6)、同章第 11 条 (重大事由による解除) (1)、同章第 14 条 (保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3)

(2) 下表の普通保険約款の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款 交通事故傷害保険普通保険約款	第 19 条 (保険契約者による保険契約の解除)
家族傷害保険普通保険約款 ファミリー交通傷害保険普通保険約款	第 20 条 (保険契約者による保険契約の解除)
自転車総合保険 (バイコロジー保険) 普通保険約款	第 4 章基本条項第 8 条 (保険契約者による保険契約の解除)
学生総合保険普通保険約款	第 7 章基本条項第 10 条 (保険契約者による保険契約の解除)
こども総合保険普通保険約款	第 5 章基本条項第 10 条 (保険契約者による保険契約の解除)

(3) 下表の普通保険約款の規定により、当会社がこの保険契約 (注) を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

(注) 傷害保険普通保険約款、交通事故傷害保険普通保険約款、学生総合保険普通保険約款またはこども総合保険普通保険約款においてはその被保険者に係る部分、家族傷害保険普通保険約款、ファミリー交通傷害保険普通保険約款または自転車総合保険 (バイコロジー保険) 普通保険約款においてはその家族に係る部分に限ります。

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款 交通事故傷害保険普通保険約款	第 20 条 (重大事由による解除) (2)
家族傷害保険普通保険約款 ファミリー交通傷害保険	第 21 条 (重大事由による解除) (2) ①または③
自転車総合保険 (バイコロジー保険) 普通保険約款	第 4 章基本条項第 9 条 (重大事由による解除) (2) ①または③
学生総合保険普通保険約款	第 7 章基本条項第 11 条 (重大事由による解除) (2)
こども総合保険普通保険約款	第 5 章基本条項第 11 条 (重大事由による解除) (2) ①または③

(4) 下表の普通保険約款の規定により、保険契約者がこの保険契約 (注) を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款 交通事故傷害保険普通保険約款	第 21 条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）
家族傷害保険普通保険約款 ファミリー交通傷害保険普通保険約款	第 22 条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）、第 23 条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）（1）
自転車総合保険（バイコロジー保険）普通保険約款	第 4 章基本条項第 10 条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）、第 4 章基本条項第 11 条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）（1）
学生総合保険普通保険約款	第 7 章基本条項第 12 条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）
こども総合保険普通保険約款	第 5 章基本条項第 12 条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）

(5) 下表の普通保険約款の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款 交通事故傷害保険普通保険約款	第 21 条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）
家族傷害保険普通保険約款 ファミリー交通傷害保険普通保険約款	第 22 条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）
自転車総合保険（バイコロジー保険）普通保険約款	第 4 章基本条項第 10 条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）
学生総合保険普通保険約款	第 7 章基本条項第 12 条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）
こども総合保険普通保険約款	第 5 章基本条項第 12 条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）

第 5 条（保険料率の改定による保険料の取扱い）

保険期間の中途において、この保険契約に適用されている保険料率が改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の変更および返還または請求を行いません。

第 6 条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、下表の普通保険約款の規定は適用しません。

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款 交通事故傷害保険普通保険約款	第 24 条（保険料の返還—無効または失効の場合）、第 26 条（保険料の返還—解除の場合）
家族傷害保険普通保険約款 ファミリー交通傷害保険普通保険約款	第 26 条（保険料の返還—無効または失効の場合）、第 28 条（保険料の返還—解除の場合）
自転車総合保険（バイコロジー保険）	第 4 章基本条項第 14 条（保険料の返還

普通保険約款	－無効または失効の場合）、同省第 16 条（保険料の返還－解除の場合）
学生総合保険普通保険約款	第 7 章基本条項第 15 条（保険料の返還－無効または失効の場合）、同省第 18 条（保険料の返還－解除の場合）
こども総合保険普通保険約款	第 5 章基本条項第 15 条（保険料の返還－無効または失効の場合）、同省第 17 条（保険料の返還－解除の場合）

第 7 条（普通保険約款の読み替え等）

（1）この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 下表の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款	第 5 条（死亡保険金の支払）（1）
交通事故傷害保険普通保険約款 家族傷害保険普通保険約款	第 6 条（死亡保険金の支払）（1）
ファミリー交通傷害保険普通保険約款	第 7 条（死亡保険金の支払）（1）
自転車総合保険（バイコロジー保険） 普通保険約款	第 2 章傷害補償条項第 3 条（死亡保険金の支払）（1）
学生総合保険普通保険約款	第 2 章傷害補償条項第 4 条（死亡保険金の支払）（1）
こども総合保険普通保険約款	第 2 章傷害補償条項第 4 条（死亡保険金の支払）（1）

② 下表の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各保険年度ごとに」

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款	第 9 条（当会社の責任限度額）
交通事故傷害保険普通保険約款 家族傷害保険普通保険約款	第 10 条（当会社の責任限度額）
ファミリー交通傷害保険普通保険約款	第 11 条（当会社の責任限度額）
自転車総合保険（バイコロジー保険） 普通保険約款	第 2 章傷害補償条項第 6 条（当会社の責任限度額）
学生総合保険普通保険約款	第 2 章傷害補償条項第 8 条（当会社の責任限度額）
こども総合保険普通保険約款	第 2 章傷害補償条項第 9 条（当会社の責任限度額）

③ 下表の規定中「に対し日割をもって計算した保険料」とあるのは「に対応する保険料」

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款	第 23 条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する

	通知義務等の場合) (2)
家族傷害保険普通保険約款	第 25 条 (保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (1) および (4)
学生総合保険普通保険約款	第 7 章基本条項第 14 条 (保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (2)
こども総合保険普通保険約款	第 5 章基本条項第 14 条 (保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (2)

- ④ 学生総合保険普通保険約款第 6 章生活用動産補償条項第 8 条 (支払保険金の限度) の規定中「ただし、保険期間中事故が 2 回以上生じても、当会社が支払う保険金の額は、通算して保険金額をもって限度とします。」とあるのは「ただし、同一保険年度内に事故が 2 回以上生じても、その保険年度において当会社が支払う保険金の額は、通算して保険金額をもって限度とします。」

(2) この保険契約に適用される他の特約において、保険期間中の保険金の支払限度額に関する規定がある場合は、各保険年度ごとの保険金の支払限度額に関する規定として適用します。

第 8 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

9. 包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第 4 条 (通知) (1) の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券記載の毎月の通知日をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第 2 条 (暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生

じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の被保険者の特定および保険料算出に必要な事項として当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。
- (4) (2)の規定は、当社が(2)の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合は適用しません。

第5条（確定保険料）

- （1）保険契約者は、払込期日までに確定保険料を払い込まなければなりません。
- （2）保険契約者が（1）の確定保険料の払込期日からその日を含めて1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）第2条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

10. 包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）（1）の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券記載の毎月の通知日をいいます。

第2条（暫定保険料）

- （1）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- （2）普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の被保険者の特定および保険料算出に必要な事項として当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- （1）保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、

当会社に通知しなければなりません。

- (2) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、
当会社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものと
して、当会社が算出した確定保険料の合計額

- (3) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2) の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。
- (4) (2) の規定は、当会社が(2) の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2) の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1 か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5 年を経過した場合は適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、最終の通知日までの確定保険料の合計額と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の途中で確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2) の追加暫定保険料の支払を怠った場合（注）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4) (3) の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

11. 企業等の災害補償規定等特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
----	----

遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。

第2条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款または特約の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。
- (2) (1) において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または特約の規定に従います。ただし、次のいずれかに掲げる金額（注）を限度とします。
- ① 保険金の請求書類が次条①の場合
遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が次条②の場合
受給者が保険契約者から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
保険契約者が受給者へ支払った金銭の額
- （注）災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約によって支払われた金額を控除した残額とします。
- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない場合には、当社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (4) (3) において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または特約の規定に従います。ただし、遺族補償額（注）を限度とします。
- （注）災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約によって支払われた金額を控除した残額とします。

第3条（保険金の請求）

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款または特約に定められた書類の他に、次のいずれかに掲げる書類を提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）(2) ただし書または同条（4）ただし書により死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

12. 共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社（注）による共同保険契約であって、引受保険会社（注）は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注）保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社（注）のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更に係る書類等の受領もしくは承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領または承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社（注）の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

（注）保険証券記載の保険会社をいいます。

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社（注）がこれを行なったものとみなします。

（注）保険証券記載の保険会社をいいます。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社（注）に対して行われたものとみなします。

（注）保険証券記載の保険会社をいいます。

13. 賠償事故解決に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金額	第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまたはこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたものをいいます。
免責金額	第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまたはこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたものをいいます。

第2条（賠償事故の範囲）

この特約における賠償事故とは、次に掲げる補償条項および特約において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して当会社が保険金を支払うことを定めた場合のその損害の原因となる事故をいいます。

普通保険約款第3章自転車賠償責任補償条項

第3条（当会社による援助）

（1）当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故（注1）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注2）について協力または援助を行います。

（注1）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。以下この特約において同様とします。

（注2）弁護士を選任を含みます。

（2）（1）に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第4条（当会社による解決）

（1）被保険者が日本国内において発生した賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注）を行います。

（注）弁護士を選任を含みます。

（2）（1）の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と日本国内で直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が（２）に規定する協力を拒んだ場合

④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合

（４）（１）に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

（注）弁護士を選任を含みます。

第５条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（１）日本国内において発生した賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（３）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（３）に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（３）この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	－	免責金額	＝	損害賠償額
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	------	---	-------

（４）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（５）（２）または（７）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（６）１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は（１）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は（２）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

① （２）の④のいずれかに規定する事実があった場合

- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7) (6) の②または③のいずれかに該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1 回の事故につき当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額 (注) を限度とします。
(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第6条 (損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 損害賠償額の請求書
 - ② 死亡に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ③ 後遺障害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ④ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑥ 他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 (注1) および被害が生じた物の写真 (注2)
 - ⑦ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(注2) 画像データを含みます。
- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者 (注) または②以外の3親等内の親族
(注) 普通保険約款第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (3) (2) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その

被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(6) 当社は、前条(2)または(6)のいずれかに該当する場合は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(6)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会(注3) 180日

② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(6)の事項の確認のための調査 60日

⑤ (6)の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)は、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条 (仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第3条(当会社による援助)または第4条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額(注)の範囲内で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
- ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
- ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け

(注) 同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第5条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)の③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①または②の規定は、その貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 第5条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)のただし書

② 第5条(7)のただし書

(注) 利息を含みます。

(4) (1)の供託金(注1)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金(注1)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注1)または貸付金(注2)が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 利息を含みます。

(注2) 利息を含みます。

(5) 第2条(賠償事故の範囲)に掲げる補償条項および特約の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第8条（損害賠償請求権の行使期限）

第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。

14. 電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 （注）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。 ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
事故	賠償責任補償に関する特約等で規定する事故をいいます。
賠償責任補償に関する特約等	第2条（賠償責任補償に関する特約等）に掲げる補償条項および特約をいいます。

第2条（賠償責任補償に関する特約等）

この特約において、賠償責任補償に関する特約等とは、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う次に掲げる補償条項および特約をいいます。

第3条（保険金を支払う場合）

この特約により、賠償責任補償に関する特約等で規定する損害には、日本国内において生じた事故により軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を含むものとします。

第4条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故により軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生したことを知った場合は、賠償責任補償に関する特約等に規定する事故発生時の義務を履行しなければなりません。

第5条（保険金または損害賠償額の請求）

- （1）第3条（保険金を支払う場合）に定める損害について、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、賠償責任補償に関する特約等に定める保険金の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出しなければなりません。
- （2）第3条（保険金を支払う場合）に定める損害について、賠償事故解決に関する特約に基づき、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、同特約に定める損害賠償額の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。